

東串良町空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東串良町内への定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的として、東串良町空き家改修事業補助金を予算の範囲内において交付することについて、東串良町補助金等交付規則（平成元年東串良町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に東串良町内に住所を有し、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (2) 空き家 東串良町空き家バンク制度（以下「空き家バンク制度」という。）に登録した物件をいう。
- (3) 移住者 本町以外から本町に転入する者又は転入した者で、町内に住所を有して1年が経過していない者をいう。
- (4) 所有者 空き家の所有権を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、所有者及び移住者の世帯責任者であつて、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸又は無償での使用でないこと。
- (2) 改修工事完了日から起算して5年間、空き家の転売及び処分を行わないことを宣誓すること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者に町税等の滞納がないこと。
- (4) 地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者。
- (2) 本人及び同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者。

(3) その他町長が適当でないとした者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内施工業者が施行する改修であって、次の各号のいずれかに該当し、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業とする。

(1) 所有者が行う改修については、空き家バンク制度に登録しており、改修後5年間は継続して貸与登録するものであること。

(2) 移住者が行う改修については、自ら定住する目的で購入又は賃借した空き家の改修であること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費とし、補助率を2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は、50万円を限度とし、同一物件に対して1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の申請は、東串良町空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、町長が別に定める期日までに次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 改修工事に係る見積書及び設計書の写し

(3) 改修工事の対象となる住宅の平面図及び位置図

(4) 申請者の住民票謄本

(5) 納税証明書（滞納がないことを証する書面）

(6) 賃貸契約書の写し（賃貸する利用者が申請者の場合）

(7) 所有者の承諾書（賃貸する利用者が申請者の場合）

(8) 暴力団等でない旨の誓約書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東串良町空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定にあたり、条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、東串良町空き家改修事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、東串良町空き家改修事業補助金変更等申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めるときは、東串良町空き家改修事業補助金交付決定変更等通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに東串良町空き家改修事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 利用者に係る空き家転居後の住民票の写し
- （2） 補助対象事業に要した費用の内訳及び支払が確認できる領収書の写し
- （3） 補助対象事業を実施した箇所の写真
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実施調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東串良町空き家改修事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東串良町空き家改修事業補助金交付請求書（様式第9号）により町長に補助金を請求するものとする。

（補助金の取消等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の申請に関し、偽りのその他不正な行為があったとき。
- （2） 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出したとき。
- （3） 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家の取壊しを行ったとき。

(4) この要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。

(5) 補助事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(調査等)

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し書類の提出若しくは報告を求め、必要な調査をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

東串良町空き家改修事業補助金交付申請書

年 月 日

東串良町長 様

申請人 住所
氏名 印
電話番号

東串良町空き家改修事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
記

- 1 補助金の名称 東串良町空き家改修事業補助金
- 2 転入届出日 年 月 日
- 3 居住開始日 年 月 日
- 4 工事期間 着工 年 月 日 完成 年 月 日
- 5 補助対象経費 金 円
- 6 施工業者名
- 7 土地・家屋の 土地：
所有者住所氏名 家屋：
- 8 移住者の家族の状況（申請年月日現在）

		氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考
世帯 構成	世帯責任者						
	世帯員						

（添付資料）

- 1. 世帯全員の住民票の写し 2. 世帯全員の戸籍の附票の写し 3. 市町村民税の納税証明書 4. 工事請負契約書の写し 5. 改修工事に係る見積書の写し 6. 改修の内容が分かる図面等 7. 改修施工前の状態が確認できる写真 8. 貸し主の改修工事同意書、又は売買契約書 9. 振興会加入確認及び定住に関する誓約書 10. その他町長が認める書類

様

東串良町長 印

東串良町空き家改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東串良町空き家改修事業補助金については、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補助金の名称 東串良町空き家改修事業補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

様

東串良町長 印

東串良町空き家改修事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東串良町空き家改修事業補助金については、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補助金の名称 東串良町空き家改修事業補助金
- 2 交付申請額 金 円
- 3 不交付の理由

東串良町長 様

申請人 住所
氏名 印
電話番号

東串良町空き家改修事業補助金変更等申請書

年 月 日付け東企指令第 号で交付決定を受けた標記の補助金については、申請内容を変更したいので、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更後	変更前
補助金額	金 円	金 円
工事費総額	金 円	金 円
変更内容及び変更理由		
添付資料	1 変更後の見積書の写し 2 施工業者との変更工事請負契約書の写し 3 変更後の図面等	

2 補助事業の中止

中止の理由	
-------	--

様

東串良町長

印

東串良町空き家改修事業補助金交付決定変更等通知書

年 月 日付けで申請のあった東串良町空き家改修事業補助金交付変更申請については、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

1 変更決定

(1) 変更内容

(2) 変更後の改修金額 金 円

(3) 変更後の補助金額 金 円

2 却下

(理由)

東串良町長 様

申請人 住所
氏名
電話番号

東串良町空き家改修事業補助金実績報告書

次のとおり改修工事が完了したので、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき報告します。

補助金交付決定通知	年 月 日 東企指令第 号
補助金交付決定額	金 円
補助対象経費	金 円
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
工事内容	
備考	

（添付書類）

1. 施工前の状況と対照可能な施工後の写真
2. 改修工事に係る工事代金支払領収書の写し
3. その他町長が必要と認める書類

様

東串良町長 印

東串良町空き家改修事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった東串良町空き家改修事業補助金については、次のとおり補助金の額が確定しましたので、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	東企指令第 号
交付年度	年度
補助金の交付決定金額	円
補助対象金額	円
補助金の交付確定金額	円

東串良町長 様

申請人 住所
氏名
電話番号

東串良町空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け東企指令第 号で東串良町空き家改修事業補助金交付確定通知のあった補助金について、東串良町空き家改修事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 一金 円